

地域包括診療料に関するお知らせ

当院では「地域包括診療料」を算定する患者さんに「かかりつけ医」として、次のような診療を行います。

- 予防接種の実施および健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
必要な場合は、専門の医療機関をご紹介します。
- 介護支援専門員及び相談支援専門職からの相談に応じます。
- 保健・介護・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
また、必要に応じて主治医意見書の作成も行います。
- 受診している他医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- 患者さんの状態に応じ、28日以上の長期処方またはリフィル処方薬の発行をしています。
- 在宅医療を実施しており、訪問診療や往診に対応しています。
- 地域包括診療料を算定している患者さんからのお問い合わせに24時間対応しています。
- クリニック敷地内の禁煙を実施しています。敷地内喫煙はご遠慮ください。

患者さん・ご家族へのお願い

- ・ 受診の際にはお薬手帳をご持参ください。
- ・ 処方を受けている薬局のお名前をお知らせください。
- ・ 健康診断の結果を担当医にお知らせください。
- ・ 他の医療機関を受診される場合、担当医にご相談ください。
すでに受診されている場合でも、次の当院への受診の際に、処方された投薬なども含めてお知らせください。